

平成29年4月1日

## 社会福祉法人周南市社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

### 2 内容

目標1：「職員の育児又は介護休業等に関する規程（本会規程第12号）」に基づく育児休業等の取得を促進する。

#### <対策>

- 平成29年5月～ 規程の内容について、管理職を対象とした研修を実施。
- 平成29年7月～ 制度内容について、職場内掲示、個人メール等で職員に周知。

目標2：妊娠中や産前産後休・育休・育休復帰後等の女性職員又は男性職員のための相談窓口を設置する。

#### <対策>

- 平成29年8月～ 職員の意向の調査。
- 平成29年10月～ 制度の導入、職員への周知。